

石川県内で狩猟を行おうとする者の狩猟者登録取扱要領

石川県に住所を有する者で、県内で狩猟しようとする者の狩猟者登録の取扱いは次のとおりとする。

1 狩猟者登録申請書の提出先

下表のとおり、住所地を管轄する農林総合事務所へ提出する。（郵送不可）

管轄区域	提出先
加賀市、小松市、能美市、能美郡	南加賀農林総合事務所管理部
白山市、野々市市	石川農林総合事務所管理部
金沢市、かほく市、河北郡	県央農林総合事務所管理部
七尾市、羽咋市、羽咋郡、鹿島郡	中能登農林総合事務所管理部
輪島市、珠洲市、鳳珠郡	奥能登農林総合事務所管理部

ただし、令和6年能登半島地震の影響により、住所地以外の場所に避難している場合は、いずれの農林総合事務所でも提出できることとする。

2 提出書類

(1) 狩猟者登録申請書 1部

※複数種登録申請の場合でも申請書は1枚とする。

(2) 狩猟免状（次のうちいずれか） 1部

ア 狩猟免状原本の提示

イ 狩猟免状の写し

(3) 狩猟により生じる損害の賠償についての要件を備えていることを証する書面
(損害賠償能力(3,000万円以上)を有することの証明書) の次のうちいずれか
..... 1部

ア 当該年度の一般社団法人大日本猟友会の狩猟災害共済事業の被共済者である
ことの証明書(3,000万円以上)

イ 損害保険会社の損害保険契約の被保険者であることの証明書(3,000万円以上)

ウ 資産に関する市町長等が発行した証明書（金融機関の預金残高証明書、固定
資産の評価額証明書または名寄帳）(3,000万円以上)

※証明書類については、申請前10日以内に発行されたものとし、評価額等につ
いては、申請時に各種証明書に記載のある金額で判断するものとする。

(4) 写真〔最近6カ月以内に撮影した正面、上三分身、無帽、無背景のライカ版
(3.0×2.4cm) 2枚

※裏面に氏名、撮影年月日を必ず明記し、申請書に写真1枚を所定欄に貼付す
るほか、狩猟者登録証貼り付け用に写真1枚を提出すること。

また、狩猟免状に「眼鏡等使用」と記載されている方は、眼鏡等を使用して
撮影した写真を添付すること（コンタクトレンズ使用者は申請書余白にその
旨を記載）。

3 平成27年度税制改正に伴う狩猟税の減免措置を受けようとする場合に必要な書類

(1) 対象鳥獣捕獲員の場合

・石川県内の市町長による対象鳥獣捕獲員であることを証する証明書（別紙1） 1部

(2) 石川県内の区域を対象とした許可捕獲者の場合

- ア 法第9条第1項の許可（鳥獣の管理の目的とする鳥獣の捕獲等に係るもの）を受け捕獲等を行った者
- ・狩猟者登録の申請前1年以内に発行された許可証の写し…………… 1部
(法第9条第13項に係る報告を記入し、備考欄に捕獲日又は捕獲出勤日を記入したもの。狩猟者登録申請時に有効期間が未了のものにあっては、捕獲等の結果を示す書面（別紙4）を添付すること。有効期間が終了し既に返納済みの場合にあっては、許可証の発行を受けたことを示す許可権者の証明書（別紙2）を添付すること。)
- イ 法第9条第1項の許可（鳥獣の管理の目的とする鳥獣の捕獲等に係るもの）を受けた者の従事者として捕獲等を行った者
- ・狩猟者登録の申請前1年以内に発行された従事者証の写し…………… 1部
(有効期間が終了し既に返納済みの場合にあっては、従事者証の発行を受けたことを示す許可権者の証明書（別紙3）を添付すること。)
 - ・捕獲等の結果を示す書面（別紙4）（捕獲日、捕獲出勤日を記入したもの）…… 1部

※やむを得ない理由により許可証又は従事者証の写しを添付できない場合は、許可権者（市町長等）が発行する証明書でもよい。

- (3) 法第18条の2の認定を受けた事業者の従事者として捕獲等を行った者
- ・捕獲従事者として所属する認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し…………… 1部
 - ・認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書（別紙5）…… 1部
(法施行規則様式第16の2により認定鳥獣捕獲等事業者が自ら作成するもの)
 - ・捕獲従事者として所属する認定鳥獣捕獲等事業者により認定鳥獣捕獲等事業（認定を受けた猟法・対象種等に係る鳥獣捕獲等事業）が実施されたことを証する証明書 1部
(申請前1年以内に県内で実施された当該事業の委託契約書の写し等)
 - ・当該事業に従事した際の従事者証の写し…………… 1部

4 狩猟税、狩猟者登録手数料及び郵送料等

(1) 狩猟税

- | | | |
|---|-------|----------------|
| ア 第一種銃猟 | …………… | <u>16,500円</u> |
| ただし、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、控除対象配偶者、または扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く）以外の者で住所地の市町長の発行した証明書を添付した者 | | |
| …………… <u>11,000円</u> | | |
| イ 網猟又はわな猟 | …………… | <u>8,200円</u> |
| ただし、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、控除対象配偶者、または扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く）以外の者で住所地の市町長の発行した証明書を添付した者 | | |
| …………… <u>5,500円</u> | | |
| ウ 第二種銃猟 | …………… | <u>5,500円</u> |
| エ 石川県内の市町の対象鳥獣捕獲員である者 | …………… | <u>課税免除</u> |
| オ 狩猟者登録を申請する前1年以内の期間に、石川県内の区域を対象とした鳥獣による被害防止等のための許可捕獲に従事した者 | …………… | <u>半額免除</u> |
| (ア、イ、ウの半額免除（100円未満切り捨て）) | | |

カ 狩猟者登録を申請する前1年以内の期間に、所属する認定鳥獣捕獲等事業者において鳥獣捕獲等事業に従事した者…………… 課税免除

※エ、オ、カの課税免除措置は、令和7年3月31日までとする。

(2) 狩猟者登録手数料 1種類につき 1,800円

(例：網猟、わな猟、第一種銃猟の3種類の登録をする場合には、
1,800円 × 3種類 = 5,400円)

(3) 郵送料

各農林総合事務所により異なる。

(4) 税及び手数料等の納付方法

狩猟税、狩猟者登録手数料は、石川県証紙により納入する。

5 受付期間

各農林総合事務所により異なる。

6 その他

- (1) 狩猟者登録証の当日交付は行わない。
- (2) 申請書類が不備(記入もれ、証明印もれ、住所の相違等)のものは受理しない。
- (3) 申請人の連絡先(電話番号、携帯電話番号)は、平日の日中に連絡の取れる電話番号を必ず申請書に記入してもらうこと。
- (4) 損害の賠償についての要件を備えていることを証する書面のうち、資産に関する市町長等が発行した証明書については、内容について窓口で個別に審査の上、受理する。
- (5) 対象鳥獣捕獲員でなくなった場合は、改めて狩猟者登録を申請しなければ狩猟を続けることができない。
- (6) 狩猟者登録を受けた者は、狩猟者登録証を有効期間が終了した日から30日以内に住所地を管轄する農林総合事務所に返納し、併せて、当該登録に係る鳥獣の捕獲報告をすること。